

平成20年度環境技術実証事業
技術実証に係る申請及び実施に関する要領
－ VOC 処理技術分野（中小事業所向け VOC 処理技術）－

財団法人東京都環境整備公社東京都環境科学研究所

（目的）

第1 本要領は、財団法人東京都環境整備公社東京都環境科学研究所（以下、「東京都環境科学研究所」という。）が実証機関として実施する環境技術実証事業VOC処理技術分野（中小事業所向けVOC処理技術）における技術の実証（以下、「技術実証」という。）について、「中小事業所向けVOC処理技術実証試験要領（第1版）（平成20年6月6日財団法人日本環境衛生センター・環境省水・大気環境局）」（以下、「実証試験要領」という。）に基づき、技術実証に係る申請及び実施に関する方法を定めるものとする。

（実証対象技術）

第2 実証対象技術は、中小事業所の所有する、塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング等の施設（以下「施設」という。）から大気に排出されるVOCを適正に処理する技術（装置、プラント等）とする。

2 前項の実証対象技術には、施設から排出されるVOCの全量に近い処理をする技術ばかりではなく、部分的に処理する技術も含むものとする。

（技術実証の申請）

第3 技術実証を受けることを希望する者（以下「実証申請者」という。）は、本要領及び実証試験要領を了解のうえ、別紙の「実証申請書」に必要事項を記載し、東京都環境科学研究所に対して技術実証の申請を行わなければならない。

2 実証申請者は、前項の申請に際し、実証試験の実施場所を提案しなければならない。

3 前項の実施場所は、事前に所有者より実証試験の実施について承諾を得た、VOCを排出する施設であるものとする。

4 実施場所として、前項の施設を確保できない場合は、一定の排ガス環境を擬似的に再現できる施設でもよいものとする。

（技術実証委員会の設置）

第4 東京都環境科学研究所は、技術実証に関して助言を行うため、有識者からなる技術実証委員会を設置するものとする。

(技術実証の決定)

第5 東京都環境科学研究所は、技術実証の申請があったときは、当該申請に係る書類等に基づき、その内容を審査し、技術実証委員会等の意見を踏まえ技術実証の実施の決定をするものとする。

2 東京都環境科学研究所は、技術実証の実施の有無を実証申請者に通知するものとする。

(実証試験計画の作成)

第6 東京都環境科学研究所は、実証試験要領に基づき、実証試験実施場所の選定を含む実証試験計画を策定するものとする。

2 第5第2項で技術実証の実施の通知を受けた者（以下「環境技術開発者」という。）は、東京都環境科学研究所による実証試験計画の策定に協力しなければならない。

3 東京都環境科学研究所は、環境技術開発者及び実証試験実施場所の所有者から、実証試験計画の内容について合意を得るものとする。

4 東京都環境科学研究所は、環境技術開発者と協議を行い、排ガス処理性能、環境負荷、運転及び維持管理に関して、実証項目を設定するものとする。

(実証試験の実施)

第7 東京都環境科学研究所は、実証試験要領及び実証試験計画に定めるところに従って、実証試験を実施するものとする。

(実証対象機器の運転)

第8 実証試験における実証対象機器の運転は、環境技術開発者又は実証試験実施場所の従業員のうち、運転及び維持管理に慣れた者が行うものとする。

(報告書)

第9 東京都環境科学研究所は、実証試験要領に基づき、実証試験の結果に関する実証試験報告書（以下「報告書」という。）を電子ファイル又は印刷物の形態で作成し、環境技術開発者に通知するものとする。

2 報告書における技術実証の結果は、環境技術の性能を保証するものではなく、一定の条件下

における環境技術の環境保全効果のデータを提供するものであり、東京都環境科学研究所は、環境技術開発者の環境技術の性能に関するあらゆる責任を免除される。また、環境技術開発者は、東京都環境科学研究所が環境技術の性能を保証するものであるなどの誤解を与えるような宣伝、公表その他一切の行為をしてはならない。

- 3 環境技術開発者は、報告書の内容に関して疑義があるときは、東京都環境科学研究所に対し、実証試験の具体的諸条件などの説明を求めることができる。
- 4 報告書の著作権は、東京都環境科学研究所に帰属するものとする。

(報告書の公開)

第10 報告書は、個人情報及び企業秘密に関わる部分を除き、原則公開するものとする。

(費用負担)

第11 実証試験実施に係る実費（実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費）は手数料として、環境技術開発者が負担することとする。

2 前項の費用は、実証技術の内容、試験実施場所および実証試験の項目等により異なるが、環境技術開発者と調整し、試験計画の内容が確定した後、積算した上で決定することとする。

3 対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転及び試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用、及び追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用は、環境技術開発者の自己負担とする。

4 実証事業運営に係るその他の費用（実証試験計画の策定、技術実証委員会の運営費用等）は環境省の負担となります。

(手数料の納付)

第11の2 手数料は、原則として、実証試験開始前に納付することとする。なお、実証試験項目の変更等が生じた場合には、手数料額は改めて確定することとする。

2 手数料は、実証運営機関である(財)日本環境衛生センターに納付することとする。

(技術実証の中止)

第12 東京都環境科学研究所は、東京都環境科学研究所の責めに帰すべからざる事由により実証試験の実施が不可能又は著しく困難となったときは、技術実証の一部又は全部を中止することができる。

(協力事項)

第13 環境技術開発者は、事業の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について自らの負担において協力するものとする。

- (1) 東京都環境科学研究所又は財団法人日本環境衛生センターが主催する委員会等への出席及び委員会等に必要な資料の作成
- (2) 実証試験に係る日本国政府の予算に関する資料の作成及びヒアリングへの対応
- (3) 技術実証後における環境技術の普及状況の報告

(守秘義務)

第14 東京都環境科学研究所は、実証試験を通じて知り得た環境技術開発者に関する情報を、技術実証以外の目的で利用してはならない。

(免責事項)

第15 技術実証に関して、環境技術開発者又は実証試験実施場所の所有者に損害が発生した場合、東京都環境科学研究所の故意又は過失がない場合については、東京都環境科学研究所は責任を負わない。

2 東京都環境科学研究所は、実証試験時の運転条件以外における性能等について、一切の責任を負わない。

(定めのない事項等の取扱)

第16 本要領に定める事項について生じた疑義又は本要領について定めのない事項については、環境技術開発者と東京都環境科学研究所が協議して決定するものとする。

附則 この要領は、平成20年9月11日から施行する。